

知多北部広域連合要介護認定調査個人委託の 受託者の募集について

知多北部広域連合から委託を受けて要介護認定調査業務を個人で行っていただける方を募集します。

1 業務内容

介護保険法の規定により、要介護・要支援の認定を受けようとする被保険者の居住地等に訪問し、心身の状態などの調査を行う。調査後、認定調査票を作成し提出する。

- (1) 認定調査を行う地域は、知多北部広域連合管内（東海市・大府市・知多市・東浦町）および近隣周辺地域です。調査可能なエリアを伺い、調整します。
- (2) 自宅を拠点に調査を行います。調査データの受け渡し等は、開庁日の午前9時から午後5時の間に、指定した市役所等で行います。
- (3) 県や知多北部広域連合が実施する調査員研修に参加いただきます。

2 応募資格（次の要件をすべて満たす方）

- (1) 介護支援専門員証（有効期間満了前）を有し、その業務について厚生労働省の定める基準に違反したことがないこと。
- (2) 都道府県または政令市が実施する認定調査員新任研修を修了していること。
- (3) 調査に必要な交通手段および通信手段が確保できること。

3 委託料（消費税、交通費、通信費等含む）

(1) 在宅調査	1件あたり	5,060円
(2) 隣接市町への調査	1件あたり	6,380円
(3) 研修会等への参加	住所地外	1回あたり 3,190円
	住所地内	1回あたり 2,970円

4 受付期間

随時

5 応募手続き

以下の書類を知多北部広域連合事業課認定係へ郵送または直接持参してください。

- (1) 履歴書（市販のもので可）
- (2) 介護支援専門員証の写し
- (3) 都道府県または政令市が実施する認定調査員新任研修の修了証の写し

※ 提出していただいた書類は返却しません。また、取得した個人情報には認定調査員の選考および委託契約に関する事務以外の目的では使用しません。

6 採用方法

書類審査、面接結果に基づく。

選考結果は、面接終了後速やかに合否を問わず応募者本人に連絡します。

7 お問い合わせ・書類送付先

〒476-0003

東海市荒尾町西廻間2番地の1（東海市しあわせ村内）

知多北部広域連合 事業課認定係

電話：052-689-2262